

参加意思確認公募手続実施理由書

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、寝屋川の洪水を淀川へ強制排水する施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事において更新するNo. 1 自家発電設備は、発電機制御盤で制御しており、中継継電器盤及びコントローラと接続されることで、常に機能・性能が発揮できるものであり、インターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて、製作者固有または独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから更新工事を実施する際は、既設装置とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設装置を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社 関西支社が唯一施工可能な業者であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいなかったかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施したい。

また、三菱電機株式会社 関西支社から徴取した見積額が予定価格内であり、且つ参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいなかった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。